

建設工事 入札参加者 各位

湖西市長 影山 剛士

積算疑義の申立ての手續について（通知）

日頃より、本市の公共事業の推進にあたりまして、ご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成 30 年 1 月 29 日に公表しましたとおり、先般、本市発注工事において、契約の相手方の決定に影響する設計違算が判明し、契約を解除するに至った事案が 2 件発生しました。

このことに関し、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

本市では、このことを踏まえて、設計違算の防止に組織をあげて取り組んでいるところですが、積算疑義（設計違算の疑いをいう。以下同じ。）の申立てができるということを皆様に知っていただき、皆様の積算疑義を解消したうえで契約を締結するため、下記のとおり手續を制度化しました。

記

1. 積算疑義の申立てができる建設工事

競争入札において落札者の決定に至った建設工事です。

（落札候補者の決定時点では申立てはできませんので、ご注意ください。）

2. 積算疑義の申立ての受付期間

これまでは、落札者を決定した日（若しくはその翌日）に、落札者に対して契約締結の準備を依頼していました。

しかし、今後は、落札者を決定した日から起算して 4 日後の 17:00 までを、積算疑義の申立てを受け付けるための期間として確保します。

この期間の算定には、休日は含みませんので、例えば、平成 30 年 4 月 4 日に落札者を決定した場合には、平成 30 年 4 月 9 日の 17:00 が期限となります。

※平成 30 年 4 月 4 日(水)に落札者を決定した場合の積算疑義申立受付期間

4/2 (月)	4/3 (火)	4/4 (水)	4/5 (木)	4/6 (金)	4/7 (土)	4/8 (日)	4/9 (月)	4/10 (火)	4/11 (水)	4/12 (木)
		落札決定日			(休日)	(休日)	期日			

←-----→
受付期間

←-----→
受付期間

3. 積算疑義の申立てができる方

申立てが行えるのは、積算疑義の申立てをしようとする建設工事の競争入札において、入札書を提出した方のみです。

4. 積算疑義の申立てに必要な書類

湖西市建設工事に係る設計違算及び積算疑義申立てに関する事務取扱規程（平成30年湖西市規程第2号。以下「事務取扱規程」という。）に定めるとおり、次の（1）から（3）までに掲げる書類を総務部契約検査室（現：総務部契約管財課）まで持参してください。

- （1）積算疑義申立書（様式第1号）
- （2）入札金額の算定に当たり作成した資料（積算内訳書等）
- （3）公文書開示請求書（ただし、申立てをする建設工事の金入り設計書のみの開示を請求する旨の記載のあるものに限り、）

※ 受付が円滑に行えるよう、事前の連絡をお願いいたします。

5. その他

- （1）期限までに申立てが無ければ、落札者に対して契約締結の準備を依頼します。（期限後の申立てには応じませんので、少しでも積算疑義のある方は、積極的に申立てをしてください。）
- （2）申立てがあり、落札者の決定に影響する設計違算が判明した場合には、落札者の決定を取り消します。その他の対応については、事務取扱規程に定めるとおりです。（概要については、**別添**のフローをご覧ください。）
- （3）落札者の決定後、入札情報サービス（PPI）において、従来から公表している情報（予定価格、最低制限価格等）に加えて、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の金額を示す資料を掲載しますので、申立てをするかどうかの判断材料としてください。
- （4）設計違算、休日等の定義については事務取扱規程でご確認ください。

担当：総務部 契約管財課 契約検査係
電話：053-576-1178
FAX：053-576-1115

別添

設計違算及び積算疑義申立てに関する対応手順フロー

